

## 大田区立消費者生活センターからのお知らせ

ネット価格と全然違う？害虫駆除トラブルにはご注意ください！

### <相談事例>

部屋にゴキブリが出たため、インターネットで調べた業者に駆除を依頼した。ネットでは「550円～」となっていた。事業者が来訪し、害虫駆除の作業をしてくれたが、27万円と高額な金額を請求された。10万円はその場でクレジットカードにて支払ったが、残金は後日支払いをすることになった。契約書面は受け取っておらず領収書のみである。高額な料金に納得いかないがどうしたらよいか。



### <アドバイス>

ゴキブリ、ハチなどの害虫駆除サービスに関するトラブルが増えています。

- ・極端に安い価格を表示するサイトや広告には注意しましょう。
- ・不安をあおったり、複数業者と比較・検討する時間を与えない事業者とは契約しないようにしましょう。
- ・想定した金額とかけ離れた請求を受けた場合には、後日納得した金額で支払う意思があることを伝え、その場での支払いは断りましょう。もし契約してしまっても、クーリング・オフ等ができる場合があります。
- ・市販の殺虫剤を準備しておくなどいざというときに備えましょう。安心して依頼できる事業者の情報を集めておくのもよいでしょう。

[ 消費生活のお困りごとは 大田区立消費者生活センターに！ ]

相談専用電話 03-3736-0123

受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分まで

(祝日、年末年始を除く)

土曜日・日曜日、祝日は国・都の機関がお受けします

消費者ホットライン 188 (いやや)

土曜日 午前9時～午後5時まで 日曜日、祝日 午前10時～午後4時まで

(年末年始、点検日等のときを除く)